

Q1. 均等割も前事業年度の実績によって、予定申告税額を計算するのですか？

A1. **均等割額は、算定期間**（当該事業年度又は連結事業年度開始の日から当該開始の日（通算子法人である場合には、当該開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日までの期間）**の実績により計算します**（法第53条第1項・第2項（第321条の8第1項・第2項）、令和2年旧法第53条第1項・第2項（第321条の8第1項・第2項））。算定期間中に事務所等又は寮等の設置又は廃止があった場合には、事務所等又は寮等を有していた月数に基づいて均等割額を計算してください。東京都から送付している申告書を使用する場合には、正しい税額に訂正し、「均等割額の計算に関する明細書」(第6号様式別表4の3)を添付して、申告してください。

Q2. 均等割額の計算にあたり、いつの時点の資本金等の額を基準にするのですか？

A2. 前事業年度末日の資本金等の額により算定します（法第52条第4項（第312条第6項）、令第8条の5（第48条の2））。なお、合併した法人の予定申告では、被合併法人の資本金等の額は考慮せずに、合併法人のみの前事業年度末日の資本金等の額により算定を行います。

Q3. いつの時点の従業者数、月数をもとに均等割額を計算するのですか？

A3. 算定期間（当該事業年度又は連結事業年度開始の日から当該開始の日（通算子法人である場合には、当該開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日までの期間）の末日現在の従業者数及び算定期間中に事務所等を有していた月数により判定します（法第52条第3項（第312条第4項・第5項）、令和2年旧法第52条第3項（第312条第4項・第5項））。

Q4. 外形標準課税法人です。法人税では中間申告の義務がないのですが、中間申告が必要ですか？

A4. **法人事業税及び特別法人事業税については、中間申告の義務があります**（法第72条の26第8項、令和2年旧法第72条の26第8項）。法人税については、法人税割、均等割ともに中間申告の義務はありません。
※ 通算親法人が協同組合等である通算子法人は、この限りではありません。

Q5. 適格合併を行いました。東京都から送付されてきた申告書の税額は、被合併法人分の予定申告税額が加算されていないようですが、このまま申告してよいのですか？

A5. **合併法人は、被合併法人分の予定申告税額を加算して予定申告を行う必要があります**（法第72条の26第2項、第53条第1項（第321条の8第1項）、令第8条の6第2項（第48条の10））。お手数ですが、被合併法人分の予定申告税額を加算した税額に訂正して申告してください。

Q6. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人の予定申告税額の計算方法を教えてください。

A6. 2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、原則として、関係都道府県ごとの前事業年度の確定税額をもとに、予定申告税額を計算します。
ただし、法人事業税については、事務所等の異動があった場合や、分割基準が前事業年度の数値と著しく異なる場合には、以下の計算式により計算することもできます（法第72条の48第2項）。
この場合、「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)により計算した「本都分」の「分割課税標準額」を「前事業年度の事業税額の明細」欄に転記して税額を計算します。
$$\left(\frac{\text{前事業年度の確定課税標準額の総額}}{\text{前事業年度の月数}} \right) \times 6^* \times \left(\frac{\text{関係都道府県ごとの分割基準の数値}}{\text{分割基準の総数}} \right) \times \text{税率}$$

* 通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数に読み替えてください。

Q7. 当該事業年度の途中で都内に新たに事務所を設置しました。法人税では中間申告の義務があるのですが、東京都に対して中間申告を行う必要はありますか？

A7. 東京都に対しても中間申告義務があります。ただし、法人事業税・特別法人事業税・法人税割の予定申告税額は、前事業年度の税額をもとに算定しますので、0円となります。法人税均等割については、当該事業年度の実績に基づき算定しますので、算定期間中に都内に事務所等を有していた月数に応じて計算してください。

法人 都民税 事業税 の予定申告書（第6号の3様式）記載の手引

特別法人事業税

令和5年改正

* 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電子申告義務化の対象法人は、法人事業税・特別法人事業税・法人税の申告を、eLTAX（電子申告）により提出しなければなりません。詳細は、東京都主税局ホームページをご参照ください。

※この記載の手引中、用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
令和2年旧法	地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法
令和2年旧政令	地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の地方税法施行令

1 この申告書の用途等

この申告書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の法人事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合（以下「予定申告」といいます。）に使用してください。

なお、同項第3号に掲げる事業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人が予定申告をする場合には第6号の3様式（**その2**）を、同項第4号に掲げる事業（特定ガス供給業）を行う法人が予定申告をする場合には第6号の3様式（**その3**）を使用してください。

(1) 中間申告の義務について

事業年度が6か月を超える法人（通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある法人）は、原則として中間申告の義務がありますが、以下の場合については中間申告の義務はありません。

- ① 所得を課税標準とする法人（連結申告法人を除く。）
法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告を要しない場合
なお、通算親法人が協同組合等である通算子法人は、この限りではありません。
- ② 所得を課税標準とする連結申告法人
前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額又は前事業年度の法人税の額を基準として令和2年旧政令で定めるところにより計算した金額が100,000円以下又は当該金額がない場合
※ ①②の場合であっても、外形標準課税法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人）又は収入金額課税法人（同項第2号に掲げる事業を行う法人）は、法人事業税及び特別法人事業税の中間申告の義務があります。また、医療法人等の特別法人は、法人事業税及び特別法人事業税の中間申告の義務はありません。

(2) 仮決算による中間申告について

事業年度又は連結事業年度開始の日から当該開始の日（通算子法人である場合には、当該開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日までの期間を1事業年度とみなして仮決算に基づく中間申告を行う場合には、この申告書ではなく、中間・確定申告書（第6号様式）により申告してください。

- ※ 所得を課税標準とする連結申告法人及び通算親法人が協同組合等である通算子法人は、仮決算に基づく中間申告を行うことができません。
- ※ 法人事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、予定申告に係る税額を超える場合には行うことができません。

2 提出先

本都内の主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）(以下、事務所又は事業所を「事務所等」といいます。)の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に「提出用」を提出してください。

3 申告納付期限

予定申告書の提出及び納付の期限は、事業年度又は連結事業年度開始の日（通算子法人である場合には、事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日から2か月以内です。予定申告書を提出する義務のある法人が、提出期限までに申告書を提出しなかった場合には、申告があったものとみなされ、当該税額の納付義務が生じますので、必ず期限内に納付してください（法第72条の26第5項、第53条第1項・第2項、第321条の8第1項・第2項、令和2年旧法第53条第1項・第3項、第321条の8第1項・第3項）。

- ・申告内容のご相談や郵送・電子申告による申告書のご提出は、所管の都税事務所（都税支所）・支庁へお願いします。
- ・なお、主たる事務所・事業所の所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書をお預かりし（受付印を押印）、所管都税事務所に回付します。
- ・東京都主税局ホームページから、申告書・届出書等の様式がダウンロードできます。ほかにも、都税事務所（都税支所）・支庁のご案内や都税に関する様々な情報を掲載していますので、ご覧ください。（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）

eLTAX 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）を通じて、インターネットを利用した電子申告、電子申請・届出、電子納税を受け付けています。eLTAXでは、全ての都道府県・市区町村へ一括して電子納税を行うことが可能です。納付方法は、ダイレクト納付やインターネットバンキング、クレジットカード又はATMから選択できます。
申告から納税までの手続を一貫して行うことができる便利な電子申告・電子納税等をぜひご利用ください。

■ 利用可能な手続(法人事業税・特別法人事業税・法人税)

令和6年1月1日現在

電子申告	電子申請・届出	電子納税
○確定申告 ○中間申告 ○予定申告 ○修正申告 ○清算確定申告 ○均等割申告 など	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人税に係るグループ通算制度(連結納税)の承認等の届出 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認等の申請 ○更正の請求 ○法人事業税減免申請(中小企業者向け省エネ促進税制) など	○本税の納付 ○見込納付・みなし納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付

■ お問合せ先

・利用手続きに関すること

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
ご不明点等は、上記ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

・申告内容・納税に関すること

〔電子申告、電子申請・届出〕 所管の都税事務所の各税目担当
〔電子納税〕 所管の都税事務所の徴収管理担当



各欄の記載のしかた

○印字されている税額を訂正せずに提出する場合は、下段の前事業年度又は前連結事業年度の明細の記載及び「均等割額の計算に関する明細書」(第6号様式別表4の3)の添付を省略して差し支えありません。

<記載例>
 1 事業年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日
 2 前事業年度の所得金額 15,683,925円
 3 前事業年度の法人税額 6,298,900円
 (うち使途秘匿金税額 3,316,000円)
 4 令和6年3月31日現在の資本金等の額 1,000万円

<所在地> 本店の所在地を記載してください。
 なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人で、他の道府県に本店がある場合は本都内の主たる事務所等の所在地を併記してください。

<法人名> 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。

事業税額の計算方法<⑳～㉓欄>
 (前事業年度の事業税の割ごとの額⑳÷前事業年度の月数) × 6*
特別法人事業税額の計算方法<㉔欄>
 (前事業年度の特別法人事業税額㉔) ÷ (前事業年度の月数) × 6*

・「前事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
 ・前事業年度終了の日において外形標準課税法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人)であった法人が、この申告の期間の末日において該当しなくなった場合(同号ロに掲げる法人に該当することとなった場合)には、㉔及び㉔の各欄には金額を記載せず、㉔の欄の金額を前事業年度の月数で除して得た額の6倍*に相当する額を㉔の欄に記載してください。
 * 通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。)が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。

<⑧～⑮欄>前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細
<㉔～㉔欄>前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細
 ⑧から⑮まで及び㉔から㉔までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。
 本都内に恒久的施設を有する外国法人の⑧から⑮までの各欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度の「外国法人の法人税割額に関する計算書」(第6号様式別表1の2)に記載した法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の合計額を記載してください。

<⑰欄> 次の算式により算定した金額を記載してください。
⑧の欄の金額 × 税率
 (税率は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を使用してください。)
 なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び本都内の特別区と市町村とに事務所等を有する法人の場合は、次の算式となります。

$$\frac{\text{⑧の欄の金額} \times \text{⑧の欄の金額}}{\text{⑧の欄の金額} + \text{⑧の欄の金額}}$$
 ※法人税割額の課税標準である法人税額となります。

封 一連番号	組織 法人名	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
	<処理事項>記載は不要です。	70704		1234567111	
受付印	令和6年11月30日	検査	申告入力	異動	法人番号
	東京都 新宿 都税事務所長	1.通常			申告年月日
所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号	2.強制			
(本都が支店等の場合は本都(所在地を併記))	(電話 03-5321-1111)				
法人名	株式会社				
(ふりがな)	とうきやう たろう				
代表者氏名	東京 太郎				
(ふりがな)	しんじゅく (はなこ)				
代表者氏名	新宿 花子				
令和06年04月01日から令和07年03月31日までの事業年度又は前連結事業年度の特別法人事業税					
事業種目	電気器具製造業				
前期末現在の資本金の額又は出資金の額	10000000				
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	10000000				
前期末現在の資本金等の額	10000000				
前事業年度の事業税額 (④の金額)	889800				
所得割額 (⑫ × 前事業年度の月数)	444900				
付加価値割額 (⑬ × 前事業年度の月数)	00				
資本割額 (⑭ × 前事業年度の月数)	00				
収入割額 (⑮ × 前事業年度の月数)	00				
前事業年度の特別法人事業税額 (⑮)	329200				
特別法人事業税額 (⑮ × 前事業年度の月数)	164500				
予定申告税額 (⑳ + ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔)	609400				
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	00				
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	609400				
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					
摘要	課税標準	税率	税額		
所得金額総額	15683925		889800		
所得金額	15683000		889800		
付加価値額					
付加価値額					
資本金等の総額					
資本金等の額					
収入金額総額					
収入金額					
合計事業税額			889800		
事業税の特定寄附金税額控除額					
仮装経理に基づく事業税額の控除額					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					
納付すべき事業税額			889800		
所得金額	889800				
所得金額	889800				
資本金等の額					
収入金額					
合計特別法人事業税額 (㉔ + ㉔)			329200		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					
納付すべき特別法人事業税額			329200		
備考					

④、⑳～㉓、㉔、㉔に印字されている税額を訂正しない場合には、この枠内の記載を省略して差し支えありません。

<㉔欄>
 2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするときに記載してください。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と㉔の欄に記載した金額の合計額と同額となります。

<通算親法人の事業年度の期間>
 通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載してください。

<前期末現在の資本金の額又は出資金の額> 前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。
 なお、()内には、当該事業年度又は連結事業年度開始の日(通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日)以後6か月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。
 資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載してください(かっこ内は除きます)。

<前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額> 前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。
 資本金の額及び資本準備金の額は、それぞれ法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じ、合算額を記載してください。

<前期末現在の資本金等の額> 次に掲げる法人の区分ごとに、前事業年度又は前連結事業年度の末日現在のそれぞれ次に定める金額を記載してください。
 (1) 連結申告法人以外の法人(③に掲げる法人を除きます)。
 法第23条第1項第4号の2ロ(第292条第1項第4号の2ロ)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5ロ(第292条第1項第4号の5ロ)に定める額
 (2) 連結申告法人(③に掲げる法人を除きます)。
 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ハ(第292条第1項第4号の5ハ)に定める額
 (3) 保険業法に規定する相互会社
 地方税法施行令第6条の24第2号若しくは第3号(同令第45条の4において準用する場合を含みます。)又は令和2年旧政令第6条の25第2号若しくは第3号(令和2年旧政令第45条の5において準用する場合を含みます。)に定める金額

法人税割額の計算方法<②欄>

$$\frac{\{ \text{前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額} \times 6 \}}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$$

・「前事業年度又は前連結事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
 * 通算子法人である場合において、当該事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項(第321条の8第1項又は第2項)に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。)が6以外であるときは、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。

均等割額の計算方法<⑤・⑥欄>
 均等割額は算定期間の実績で計算します。

<⑤欄> この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは1月とします。算定期間中に事務所等又は寮等の設置又は廃止があった場合は、その月数には設置又は廃止の日を含めて計算してください。

<⑥欄> 次に掲げる法人の区分ごとに下記の金額を記載してください。
 ア. 都内の特別区に事務所等又は寮等を有する法人 「均等割額の計算に関する明細書」(第6号様式別表4の3)を作成し、その⑧の欄の金額
 イ. 都内の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人 以下の「都民税均等割の税率表」により算定した金額

都民税均等割の税率表		
都内の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人		
法人の区分	道府県分	
・公共法人、公益法人等(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)	20,000	
・収益事業を行う人格のない社団等		
・一般社団法人・一般財団法人		
・その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)		
上記以外の法人	資本金等の額 1千万円以下	20,000
	1千万円超～1億円以下	50,000
	1億円超～10億円以下	130,000
	10億円超～50億円以下	540,000
	50億円超～	800,000
・資本金等の額の判定時期は、前事業年度(又は前連結事業年度)の末日です。 ・特別区に事務所等又は寮等を有する法人の税率表は、「均等割額の計算に関する明細書(第6号様式別表4の3)記載の手引」を参照してください。		